

○豊郷町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

(平成 17 年 8 月 1 日教委規則第 2 号)

改正 平成 20 年 5 月 26 日教委要綱第 8 号平成 25 年 12 月 19 日教委告示第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 25 条及び第 40 条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 就学援助を受けることのできる者は、豊郷町の小学校及び中学校に在籍する児童生徒のうち、次の各号のいずれかに該当する者で本町に住所を有する保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 13 条に規定する教育扶助を受けている世帯の児童及び生徒（以下「要保護児童生徒」という。）
- (2) 就学援助を受けようとする世帯に属する全ての者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 295 条第 1 項により町民税が非課税である者または地方税法第 323 条に基づく豊郷町税条例により町民税が減免されている者である世帯
- (3) 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 4 条の規定に基づく児童扶養手当の受給世帯
- (4) 就学援助の申請をしようとする年の前年の世帯の収入の年額が、生活保護法による世帯の需要の年額の 1.2 倍以下であって、学資の支弁が困難と認められる世帯

(就学援助の対象及び支給額)

第 3 条 就学援助の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第 1 号から第 4 号まで、第 6 号に規定する就学援助は、要保護児童生徒の保護者を除く。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費（第 1 学年の児童及び生徒を除く。）
- (3) 新入学児童・生徒学用品費（第 1 学年の児童及び生徒に限る。）
- (4) 修学旅行費
- (5) 校外活動費
- (6) 学校教育費
- (7) 医療費

2 就学援助費の支給額は、別表のとおりとする。

(申請)

第 4 条 就学援助を受けようとする者は、所定の申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付のうえ、児童または生徒の在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を通じて教育長に提出するものとする。

(1) 源泉徴収票、課税証明書その他所得がわかる書類

(2) その他教育長が必要と認める書類

(認定)

第5条 教育長は、提出された申請書を審査のうえ、教育委員会会議に諮り、要保護児童生徒または準要保護児童生徒の認定の適否を決定し、学校長を通じて、認定（様式第2号）、認可却下（様式第3号）の旨を保護者に通知する。

2 教育委員会は、前項の規定による認定を行うにあたり、必要があるときは、学校長、民生委員・児童委員の意見を聞くことができる。

(支給)

第6条 前条により認定を受けた児童及び生徒の保護者に対して、第3条の各号に規定する就学援助費を毎月支給する。ただし、必要に応じ、請求及び受領について委任を受けた学校長に支払うことができる。また、医療費については、医療機関等の請求に基づき医療機関に支払うことができる。

(認定の取り消し)

第7条 教育長は、就学援助を受けている児童生徒が死亡、就学猶予もしくは免除その他の理由により援助を要しなくなったとき、またはその保護者が第2条に定める資格を失ったときは、認定を取り消すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年度の就学援助から適用する。

附 則(平成20年5月26日教委要綱第8号)

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則(平成25年12月19日教委告示第1号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

就学援助費（年額）

支給費目	小学校	中学校	
学用品費	11,420円	22,320円	
通学用品費	2,230円	2,230円	小中とも第1学年は対象外
新入学児童生徒学用品費等	20,470円	23,550円	新1年生で4月認定者のみ

校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,550 円	2,240 円	遠足等の交通費、見学科
校外活動費（宿泊を伴うもの）	3,570 円	6,010 円	修学旅行を除く校外活動
修学旅行費	実対象経費額（12,000 円限度）	対象経費額（50,000 円限度）	
学校給食費	実額－200 円×11 月	実額－200 円×11 月	
医療費	実額	実額	学校病に関する治療費

様式第 1 号(第 4 条関係)

要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

要保護・準要保護児童生徒認定通知及び就学援助費支給計画書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

要保護・準要保護児童生徒認定申請の却下通知書

[別紙参照]